

ミカンの輸出と植物検疫

世界のカンキツ栽培地帯は、北緯40度から南緯40度にわたる熱帯から温帯にかけて広がり、約50カ国で栽培されている。

世界に流通する種類及び生産量はスウィートオレンジ（生産量比率70%）、ミカン（同12%）、グレープフルーツ（同9%）、レモン・ライム（同9%）の順となっている。

近年、カンキツの主要生産国では、無核の優良品種に切り替えており、ミカンでは地中海マンダリンが急激に減り、クレメンティンや温州ミカンが伸びている。

日本産温州ミカンは、わが国の輸出生果実の中で最も多く、平成元年には約21,000トンが輸出されており、主な輸出先は、カナダ(59%)、韓国(30%)、米国(6%)などである。

日本産温州ミカンに関する主な国の植物検疫条件を大別すると次のように分けられる。

① 輸入を禁止している国

オーストラリア、イタリア、スペイン、タイ、

ニュージーランドなど

② 輸入を禁止しているが特別な条件のもとに輸出できる国（州）

米国本土及びハワイ

③ 相手国の輸入許可書を取得し輸出検査を受ければ輸出できる国

フィリピン、インドなど

④ 輸出検査を受ければ輸出できる国

大韓民国、ブラジル、フランス、ベルギーなど

⑤ 検査の要求が無く輸出検査を受けなくても輸出できる国

香港、北朝鮮、シンガポール、カナダなど

米国向け温州ミカン 米国向け温州ミカンの輸出は古くは明治時代から始まっていたが、昭和22年に日本からの温州ミカンの果実からカンキツかいよう病が発見されたため、全面的に輸入が禁止された。

以後、わが国は輸出を再開するため、米国と交



選果場における日米合同検査



米国向け輸出温州ミカン

渉を重ねた結果、昭和42年、厳しい検疫条件を付され米国本土のアイダホ、モンタナ、オレゴン及びワシントンの4州にかぎり輸出できることとなつた。

(アラスカ州については当初検疫条件は付されていないが、昭和60年に他の解禁州と同一条件が付された)。

その後、昭和46年にハワイ州が追加され、更に日米の植物検疫の専門家による協議の結果、輸出解禁州の拡大(本誌24号参照)、緩衝地区への晩柑類の植栽(本誌28号参照)などの条件の緩和がなされてきた。

温州ミカンの輸入に関し、米国が侵入を最も警戒しているのはカンキツかいよう病で、主要な検疫条件は次のとおりである。

1. 輸出地区とそれを取り巻く緩衝地区(400m)からなるカンキツかいよう病の発生が無い輸出ミカン生産地域の指定
2. 輸出地区は温州ミカン以外、緩衝地区は10種(本誌28号参照)以外のカンキツ類が植栽されていないこと
3. パクテリオファージテストの実施
4. 日米両国植物防疫官による合同の園地検査及び輸出検査の実施
5. 選果場における果実の表面殺菌の実施
6. 輸入解禁州の制限

昭和42年に解禁され、43年には愛媛、静岡、広島、和歌山及び徳島の5県から、497トンが輸出された。その後、51年以降は愛媛と静岡の2県のみとなったが、平成2年から和歌山県が輸出を再開する見

	60	61	62	63	元帥
静岡県	409	401	496	447	500(t)
愛媛県	1,122	1,048	1,212	767	816
計	1,531	1,449	1,708	1,214	1,316

込みである。

園地検査ではヤノネカイガラムシ、ミカンヒメコナカイガラムシ、イセリアカイガラムシ、フジコナカイガラムシが、輸

出検査では前述のカイガラムシ類、ハマキガ類などが発見されている。

また、米国の輸入検査でフジコナカイガラムシ等が発見される事例が生じており、輸出生産地域ではカイガラムシ類の防除の徹底が重要となっている。

生産地では、輸出果実の病害虫対策として輸出ほ場用の防除暦を作成し、それに基づいた病害虫防除の徹底が図られている。

今後の動向と課題 温州ミカンを輸出するにあたっては輸出相手国の植物検疫条件を守り、グリーンな果実を生産することが前提となる。

このため、生産地では相手国が検疫上重要視す

る病害虫を中心とした防除暦の作成や輸出用園地の集団化など徹底した病害虫防除が行われている。

しかしながら、生産地では米国が課している検疫条件が厳しすぎるとの意見が強いことから、農林水産省は米国に対し検疫条件の緩和要請を行い実現させるとともに、温州ミカン生産県と連携し、条件緩和要請に必要な科学的データの集積を行い、総合的な輸出地域の拡大に取り組んでいる。

果実の輸出拡大を図るためには、生産者、生産者団体、地方自治体、国などの関係者が一丸となって生産地における検疫上の諸問題を一つずつ解決してゆくことが重要である。

